平成２９年度第１回
熊本市環境審議会

日時 ： 平成29年12月21日(木)9:00～
会場 ： 熊本市役所　議会棟2階
予算決算委員会室

資料目次

1　次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1

2　委員名簿及び座席表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 2

3　議題

（1）審議事項

①　環境保護地区の指定の変更及び解除について・・・・・・・P. 4

平成29年度第1回熊本市環境審議会

次　第

日時 ： 平成29年12月21日(木)9:00～
会場 ： 熊本市役所　議会棟2階
　　予算決算委員会室

1 開 会

2 議 題

（1）審議事項

① 環境保護地区の指定の変更及び解除について

3 その他

次回のスケジュールについて

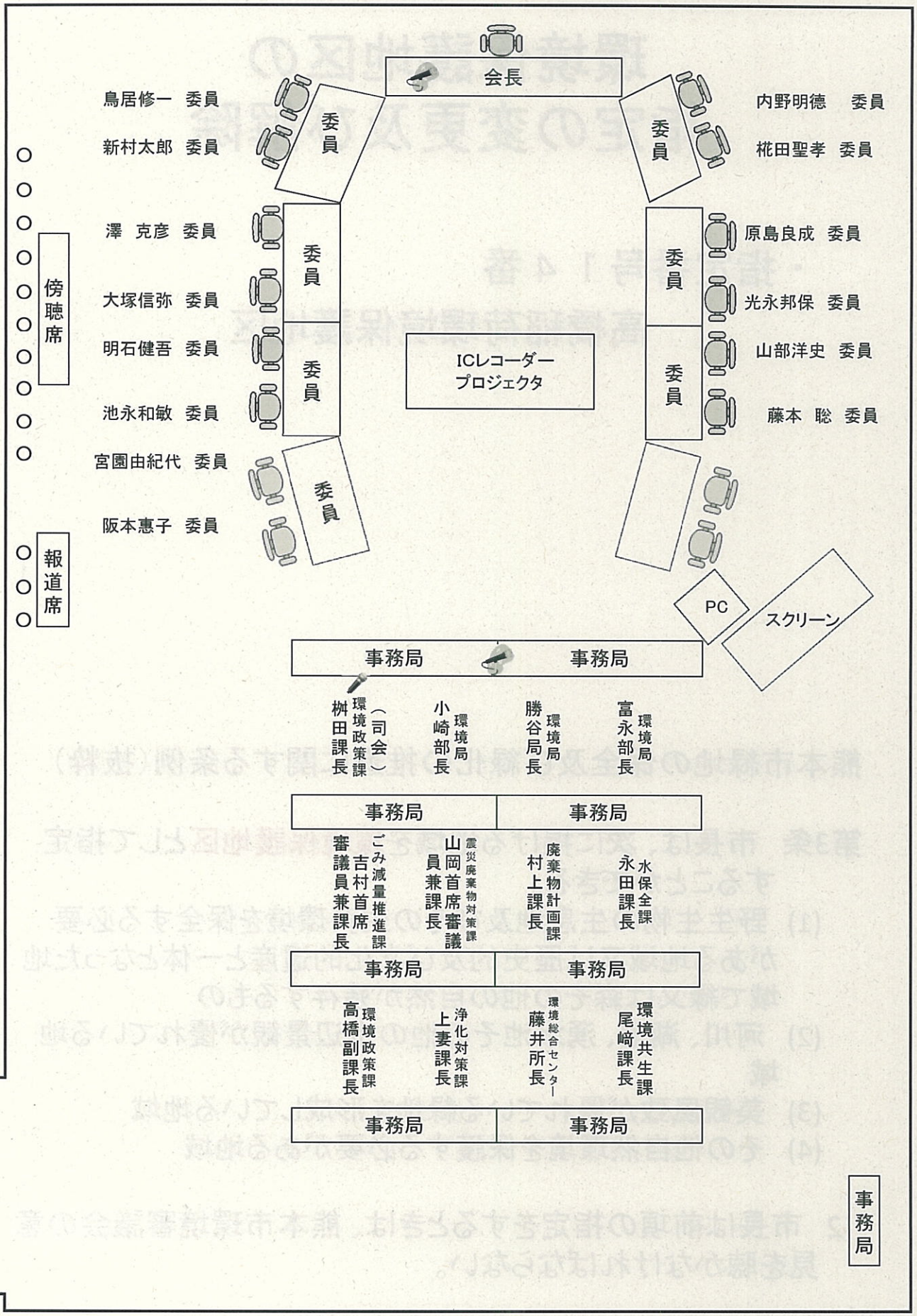
4 閉 会

熊本市環境審議会（第9期）委員名簿

平成29年4月1日～平成32年3月31日

資格	氏名（敬称略）	専門等	職業
学識経験を有する者	内野（うちの） 明徳（あきのり）	環境 （基礎生物学・農学）	熊本大学名誉教授
	篠原（しのはら） 亮太（りょうた）	環境 （水環境科学）	熊本県環境センター館長
	椛田（かばた） 聖孝（きよたか）	農業 （動植物）	東海大学名誉教授
	新村（しんむら） 太郎（たろう）	地質学	熊本学園大学経済学部准教授
	鳥居（とりい） 修一（しゅういち）	環境 （廃棄物）	熊本大学大学院自然科学研究科教授
	小島（こじま） 知子（ともこ）	環境科学 （エアロゾル粒子）	熊本大学大学院先端科学研究部准教授
	宮瀬（みやせ） 美津子（みつこ）	環境教育	熊本大学教育学部教授
	原島（はらしま） 良成（よしなり）	法学	熊本大学大学院法曹養成研究科准教授
市議会議員	光永（みつなが） 邦保（くにやす）		熊本市議会議員
	大塚（おおつか） 信弥（しんや）		熊本市議会議員
	山部（やまべ） 洋史（ひろし）		熊本市議会議員
機関の職員関係行政	藤本（ふじもと） 聡（さとし）	県関係	熊本県環境生活部環境局長
	明石（あかし） 健吾（けんご）	国関係	九州地方環境事務所統括環境保全企画官
適当と認める者その他市長が	池永（いけなが） 和敏（かずとし）		公募委員
	宮園（みやぞの） 由紀代（ゆきよ）	消費者代表	熊本消費者協会副会長
	阪本（さかもと） 恵子（けいこ）	事業者代表	熊本商工会議所女性会副会長
	澤（さわ） 克彦（かつひこ）	環境教育・協働	一般社団法人九州環境地域づくり代表理事 九州環境パートナーシップオフィス業務責任者

平成29年度第1回熊本市環境審議会座席表



環境保護地区の
指定の変更及び解除

・指定番号１４番
高橋稲荷環境保護地区

1

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（抜粋）

第3条　市長は、次に掲げる地域を環境保護地区として指定することができる。

(1) 野生生物の生息地及びその生育環境を保全する必要がある地域又は歴史的及び文化的遺産と一体となった地域で緑又は森その他の自然が残存するもの
(2) 河川、湖沼、湧水池その他の水辺景観が優れている地域
(3) 美観風致が優れている緑地を形成している地域
(4) その他自然環境を保護する必要がある地域

2　市長は前項の指定をするときは、熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2

環境保護地区の選定基準

- 環境保護地区の候補は
  緑地面積が2,000㎡以上で
  ①植生自然度
  ②緑量
  ③景観
  の指標のうち、
  いずれかが評価Aに該当するもの

3

環境保護地区の選定基準

①植生自然度
成立する年数を基準として評価

自然度	自然度5	自然度4	自然度3	自然度2	自然度1
成立年数	50～100年	十数年	数年～十数年	1～数年	1年生草本
評価	A	A	B	C	

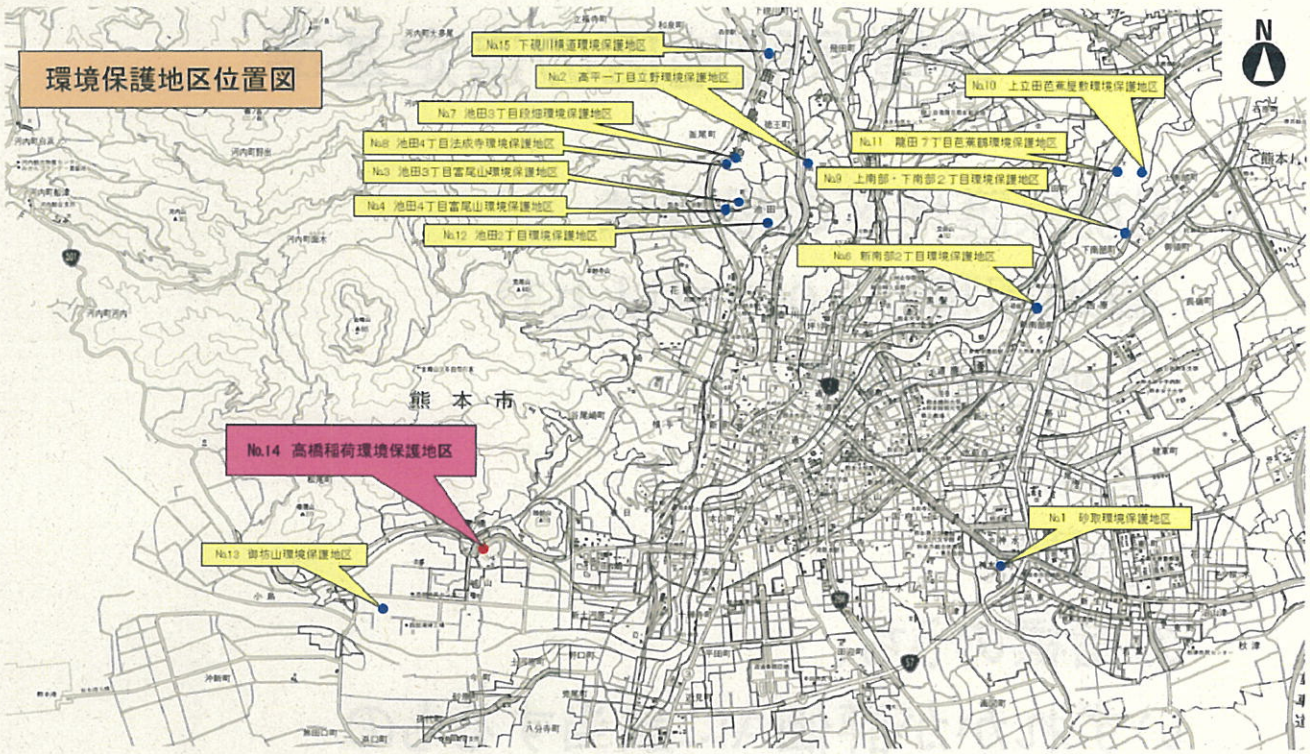
②緑量
緑の量に基づき評価

緑量(㎡)	16,000以上	8,000～16,000	4,000～8,000	2,000～4,000	2,000未満
評価	A	B	C	D	E

③景観
眺望度、被視度、多様性、季節変化、保全度(裸地等でマイナスの要因)の5つの視点でそれぞれ1として評価。保全度は－1。

点数	3	2	1	0	-1
評価	A	B	C	D	E

4



現在、14ヶ所の環境保護地区を指定

5

高橋稲荷環境保護地区の概要

- 指定日　平成18年4月1日
- 所在地　熊本市西区城山上代町1110番、1111番1、1111番2
- 面積　4,918㎡
- 評価　植生自然度A、緑量C、景観A
- 主要樹種　アラカシ、ホルトノキ
- 日本五大稲荷神社として歴史的及び文化的に重要な神社である高橋稲荷神社の裏山に広がる社寺林は、本市の南西部の坪井川と井芹川の合流点付近に位置し、地域のランドマークとして植生自然度及び景観に優れた良好な緑地を形成している。
- 面積は4,918㎡であるが、この緑地に接して城山墓園があり、併せると約62,000㎡の広大な緑地となる。
- 以上のことから、条例第3条第1項第1号及び第3号に該当。

6

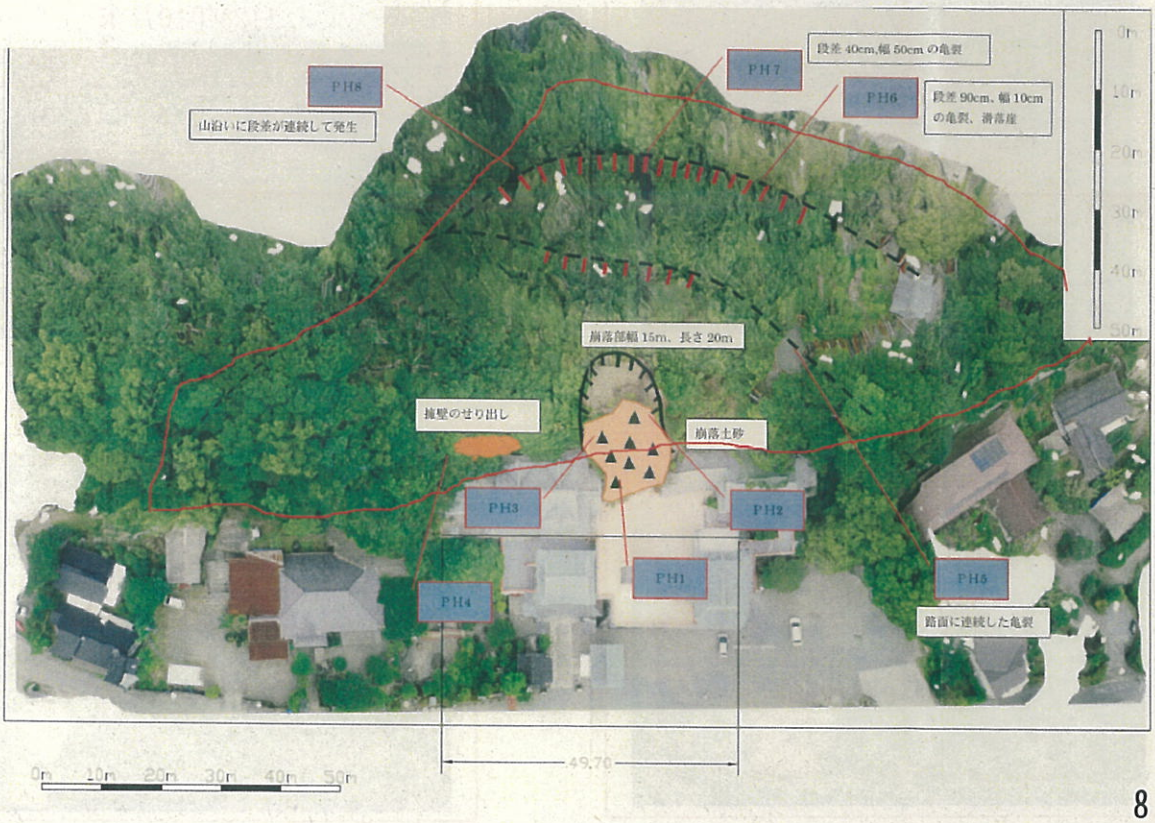
平成28年熊本地震及び大雨による土砂崩れ



平成２８年４月の熊本地震及びその後の大雨により土砂崩れ、一部亀裂も発生。

7

被災状況



8

対応経緯

● 平成28年4月　熊本地震　・　平成28年6月　集中豪雨

・崩壊箇所や亀裂箇所のさらなる拡大の危険性が非常に高く、早急な復旧工事及び災害防止対策工事の実施が必要。

・なお、工事の実施に際しては、可能な限り景観等に配慮した緑化に努めるよう要請。

● 平成28年7月　着工

・急勾配、岩盤質であるため、中高木の植栽が困難であり、現状復旧は不可能。

・種子吹きつけでの緑化の対応。

● 平成29年7月末　しゅん工

9

高橋稲荷環境保護地区の工事状況の推移（H28.7～H29.7）



10

熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（抜粋）

第6条　市長は、環境保護地区の**指定の変更及び解除**を次の場合に行うことができる。

(1) **自然災害等によって緑地が消滅した場合**

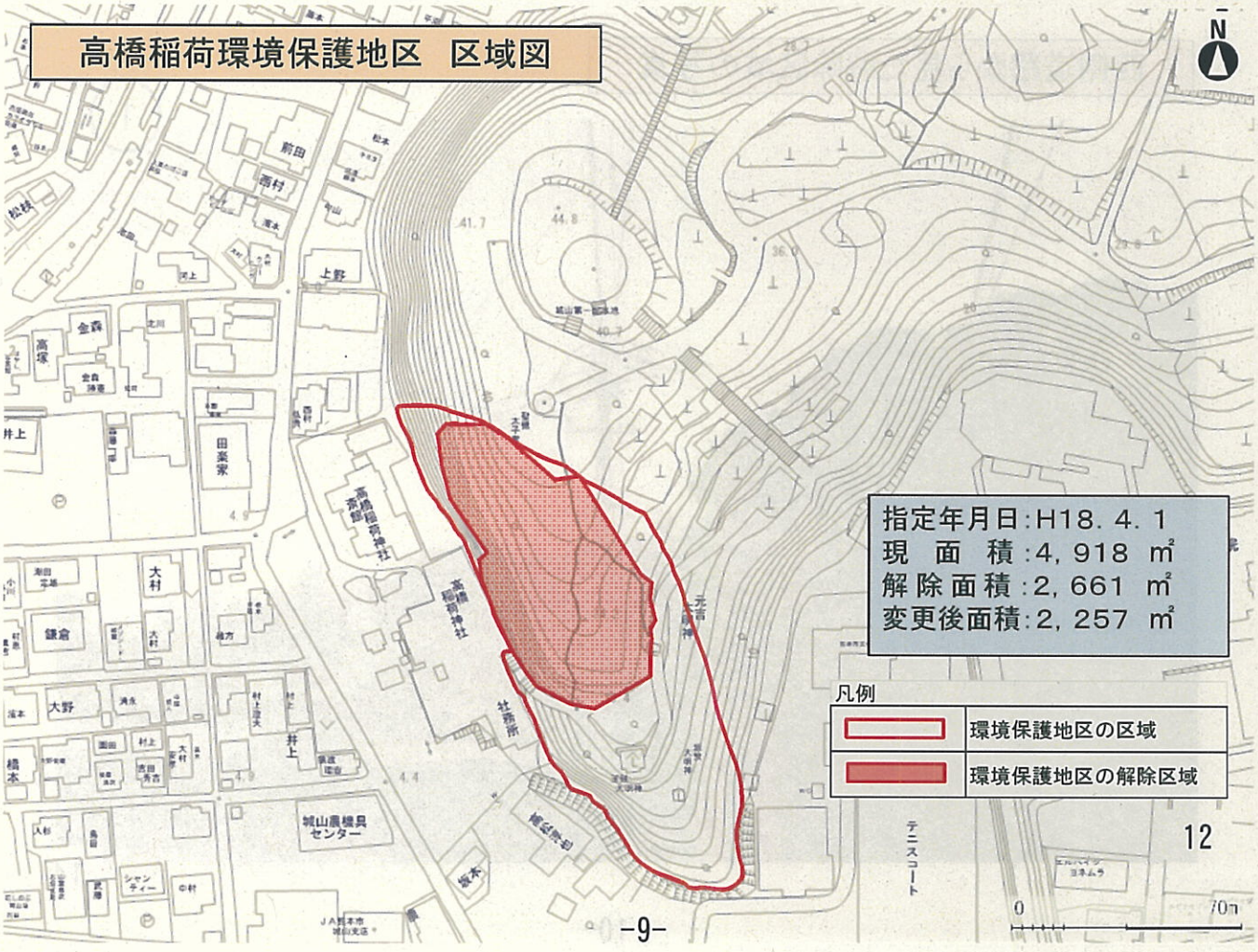
(2) 社会福祉施設、医療施設、道路等の公益上必要な施設の建築、建設等が行われる場合

(3) 相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者に変更があった場合で、当該環境保護地区を相した者から経済的な理由により解除の申出があったときその他の規則で定める場合

(4) 前3号に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合

2　前項各号に該当することにより、**環境保護地区の指定解除等を行おうとするときは、あらかじめ熊本市環境審議会の意見を聴かなければならない。**

11



12

高橋稲荷環境保護地区　航空写真



西側道路から見た解除区域の写真



14

神社内から解除区域を見上げた写真

2



15

工事箇所の拡大写真

3



16

解除区域東端の写真



17